

「令和4年度「すけそうだら」「たら」「ほたて貝」及び「ぶりさんま・貝柱及び煮干し」の輸入割当てについて(案)」に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方

	意見概要	御意見に対する考え
1	提出書類に法人番号を記載させるべき。	御提案いただいた法人番号の記載だけでは、輸入割当・承認制度の審査で確認が必要となる情報が入手できないため、現時点では履歴事項全部証明書等により確認を行うことで、適正に審査を行っているところです。